2026 年 7 月 11 日

司法令６－１５

司法権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には１を、誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No. 29］から［No. 31］）

ア．憲法第７６条第１項にいう「司法権」には、民事事件及び刑事事件の裁判権だけでなく、行政庁の公権力の行使に対する不服の争訟などの行政事件の裁判権も含まれると解されている。このような考え方は、フランス、ドイツなどのヨーロッパ大陸諸国において採られてきた制度に由来する。［No.29］

イ．憲法第７６条第２項前段は、「特別裁判所は、これを設置することができない。」と規定するところ、この「特別裁判所」とは、特別の事件について裁判するために、通常の裁判所の系列から独立して設けられる裁判機関をいう。裁判官弾劾裁判所は、上記の意味の特別裁判所であるが、憲法上の例外として、設置することが認められている。［No.30］

ウ．憲法第７６条第２項後段は、「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。」と規定するにとどまる。そのため、行政機関が裁判所の裁判の前審として行政処分についての審査請求に対する裁決をすることは許されるし、裁決をした行政機関が適法に認定した事実は裁判所を無条件に拘束するという法律の規定を設けても、違憲とはならない。［No.31］

正解　ア２，イ１，ウ２

肢ア　×

英米法から来ている。司法権への信頼が歴史的にもある。

司法権の権能を強める方向性。

肢イ　○

裁判官弾劾裁判所は、上記の意味の特別裁判所であるが、憲法上の例外。

司法の独善性を防ぐ意味でも，司法権から独立させて存在させる必要がある。

肢ウ　×

無条件に拘束するのは違憲。例えば，行政機関が認定した事実が客観的に誤っていたのであれば，裁判所として，異なる判断もできないと問題である。

前審として行うことは，許される。むしろ，先に専門的な判断をさせた方が，事案の解決を図る上で有利な場合もある。

司法令６－１６

違憲審査に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No.32］）

ア．憲法第８１条は、立法及び行政行為に対する違憲審査権を、最高裁判所を終審とする司法裁判所に与えたものであって、同条の「処分」とは行政処分を意味し、裁判所による判決や決定は含まれない。

イ．最高裁判所は、立法不作為により在外国民が選挙権を行使することができない場合に、立法不作為の違憲を理由とする国家賠償請求を認めるほか、次回の選挙において選挙権を行使する権利を有することの確認を求める訴えについても、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法であるとして、これを認めている。

ウ.憲法と条約の効力関係につき憲法優位説を採った場合は、条約が憲法第８１条に列挙されていないこと、条約は外国との合意によって成立するという特殊性があることなどを踏まえても、条約を違憲審査の対象から除外する立場は採り得ない。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　ア２，イ１，ウ２

肢ア　×

裁判所による判決，決定も「処分」に含まれる。

判決，決定も国家権力（公権力）の発動いえる。

不当な人権侵害を防止するため，違憲審査権を通して，憲法保障を図るべきである

肢イ　○　最判平１７．９．１４　百選１４７

認めている。

国賠も OK。次回選挙権を有することの確認も OK。（行訴４条）

公法上の法律関係に関する確認の訴えとして有効。

適法としないと，選挙権を行使できない，在外国民の救済が図れない。

肢ウ　×

憲法優位としても，条約について除外する立場はとりうる。

条文上予定されてない。外国との関係において，自国だけで解決ことも本来ならできない。政治的なものであり，条約について違憲審査を行使することはふさわしいとも解釈できる。

司法令６－１７

予算の法的性質については、法律とは異なる独自の法形式とする見解（予算法形式説）と、法律の一種とする見解（予算法律説）がある。これらの見解に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No.33］）

ア．予算法形式説に立つと、予算に対する国会の修正に制限は存しないと解することはできない。

イ．予算法律説に立つと、予算の議決には原則として法律案の議決について定める憲法第５９条第１項が適用され、この規定の「憲法に特別の定のある場合」として憲法第６０条の衆議院の先議権と衆議院の優越が適用されると解される。

ウ．予算措置を必要とする法律が成立したのにそれを執行するための予算が伴わないという事態は、予算法律説とは異なり、予算法形式説に立つと生じない。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　６

肢ア　×

限界があると解することはできる。

予算作成権は，そもそも内閣になる。無制限な修正を許容すると，内閣の権限を害するから。国会が修正できるのは，財政民主主義の要請。

肢イ　○

予算法律説に立つと，予算は，法律のなかにある話になる。

５９条の中に６０条という構造。

予算の議決には原則として法律案の議決について定める憲法第５９条第１項が適用され、この規定の「憲法に特別の定のある場合」として憲法第６０条の衆議院の先議権と衆議院の優越が適用されると解される。

法形式説だと，５９条，６０条は全く別と捉える。

肢ウ　×

予算法形式説に立つと生じる。

法律と予算が独立しているから。

予算法律説だと，予算が成立しているのに法律が成立していないということはない。

予算が法律そのものだから。

司法令６－１８

次の対話は、地方自治に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について、それぞれ正しい場合には１を、誤っている場合には２を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に［No.34］から［No.36］)

教授．地方公共団体が、住民に関係する施策に対する賛否を問う住民投票を実施した場合において、その地方公共団体の長がその投票の結果を尊重するものとする旨を定める条例が設けられていた場合、その地方公共団体の長は、その住民投票の結果に従うべき法的な義務を負うでしょうか。

ア．条例による住民投票の結果に法的拘束力を肯定すると、間接民主制によって地方政治を行おうとする現行法の制度原理と整合しない結果を招来することになりかねないため、その地方公共団体の長は、その結果に従うべき法的な義務を負うものではありません。［No.34］

教授．条例によって罰則を設けることは、罪刑法定主義との関係で問題はないでしょうか。また、条例によって罰則を設けることができるとした場合、その罰則には、法律上、何らかの制限は課されているでしょうか。

イ．条例は、住民の代表機関である地方公共団体の議会の議決によって成立する民主的な立法であり、実質的には法律に準ずるものといえますから、条例によって罰則を設けることはできますし、その罰則には、法律上、特段の制限は課されていません。［No.35］

教授．最高裁判所の判例の趣旨に照らすと、ある地域団体が憲法第９３条第２項の「地方公共団体」に該当するには、法律で地方公共団体として取り扱われていれば足りるでしょうか。また、もしそれでは足りないとすれば、他にどのような要件を満たす必要があるでしょうか。

ウ．その地域団体が法律で地方公共団体として取り扱われていることに加え、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を持っているという社会的基盤が存在するとの要件を満たせば、「地方公共団体」に該当し、その他の要件までは必要ありません。［No.36］

正解　ア１，イ２，ウ２

肢ア　○

法的義務は負わない。間接民主制。選挙で得らばれた代表者が政治の意思決定をするという制度。

住民の意思にしたがうとすると，現行制度と合致しえない。

したがって，法的義務を負うものではない。

肢イ　×

条例で罰則を設けることはできない。３１条で法律留保事項。

ただ，法律の委任は可。

地方の事情に対応できるようにする必要性あり。政令でも許容。

委任の程度，相当な程度に具体的で，限定されていればよい。

法律に準ずるとして罰則を設けることができるとする説明，誤り。

肢ウ　×

肢のウの条件の他，沿革的な面も考慮する。

沿革的にも，現実的にも，自主立法権，自主行政権，自主財政権が付与された地域団体であることが必要。

司法令６－１９

条約に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には１を、誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No.37］から［No.39］）

ア．条約締結の承認には衆議院の優越が認められているところ、法律案の場合と同様に、参議院が、衆議院によって承認の議決がなされた条約を受け取った後、国会休会中の期間を除いて６０日以内に議決しないときは、衆議院は、参議院が否決したものとみなすことができる。［No.37］

イ．衆議院が承認の議決をした条約を参議院が否決した場合、参議院は、衆議院に両院協議会を求めなければならないが、条約締結の承認には衆議院の優越が認められていることから、衆議院はその請求を拒むことができる。［No.38］

ウ．条約の締結は内閣の権限であるが、事前に国会の承認を求めたのに得られなかった条約を内閣が締結することはできず、また、事後に国会の承認を得られなかった条約は国内法的にその効力を有しない。［No.39］

正解　ア２，イ２，ウ１

肢ア　×

６０日は法律案。５９条３項。

条約の承認は，３０日以内に議決しないときは，衆議院議決が国会の議決となる。

外国との関係で，早期に対応する必要がある。

肢イ　×

拒めない。両院協議会を開かなければいけない。

衆議院優越はあるが，例外。あくまでも議論して，両院，一致を目指すべき。

肢ウ　○

事前に，時宜によっては事後に。

事前に求めた場合に承認がない。内閣は締結できない。濫用の恐れがあるから。

事後に国会の承認がない。国内法的には効力がない。国内法的に効力が発生するのは，民主主義からみて問題がある。

司法令６－２０

日本国憲法の改正に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No.40］）

ア．憲法改正の手続は国会の発議により始まるが、国会法によれば、憲法改正原案の発議は、衆議院においては議員１００人以上、参議院においては議員５０人以上の賛成を要することとされ、法律案を発議する場合よりも、賛成議員数が加重されている。

イ．憲法改正には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票による国民の承認が必要とされており、その重要性に鑑み、国民投票に関し異議がある投票人は、最高裁判所にのみ訴訟を提起することができる。

ウ．国民投票において、投票率が５０パーセントに満たなかった場合には、投票総数の２分の１を超える賛成があったとしても、主権者たる国民の承認があったとは認め難いことから、その国民投票は成立せず、国民の承認を得られなかったものとなることが法律上規定されている。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　4

肢ア　○

国会法第 68 条の 2
　憲法改正は，衆議院１００，参議院５０

　法律よりも手続が重くなっている。硬性憲法。各議院の総議員の 2/3。
　提出も議院の総議員，約 1/5 の賛成が必要なる。衆議院定数４６５，参議院定数２４８
令和６年現在

（法律案の場合）国会法５６条１項
衆議院議員発議(提出)，賛成者 20 人以上、予算を伴う法律案は 50 人以上
参議院議員発議(提出)，　賛成者 10 人以上、予算を伴う法律案は 20 人以上

肢イ　×
　日本国憲法改正に関する法律　１２７条

　東京高裁，最高裁ではない。重要ではあるが，訴訟経済の観点も考慮して。

肢ウ　×
　最低投票率の制度は盛り込まれていない。

海外では，おかれている例もある（イタリア）。
また，なくても，ボイコットが行われた例もある。北アイルンド